

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四万十市長 中平 正宏

市町村名 (市町村コード)	四万十市(西土佐) ( )
地域名 (地域内農業集落名)	津大地区② (津賀・薮ヶ市・須崎・大宮下・大宮中・大宮上・下家地・中家地)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 3 月 18 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

<p><b>【地域の現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域に位置しているが、おおむね基盤整備が完了している。</li> <li>・西土佐地域では有数の優良な圃場面積をほこる。</li> <li>・5つの集落営農組織等や21名の個人の経営体が存在し、集落組織による作業受委託等により一定農地の集積が出来ている。</li> <li>・個々の経営体も今のところ経営が成立している。</li> <li>・水稻や高収益作物(米ナス、ナバナ、シントウ等を栽培している。</li> <li>・地域ブランドの「大宮米」や、米ナス・栗の振興に力を入れている。</li> <li>・中山間地域等直接支払交付金や、多面的機能支払い交付金を活用し、農地の維持が出来ている。</li> <li>・鳥獣防護柵等の設置もおおむね完了している。</li> </ul> <p><b>【地域の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・谷間では狭小地が点在し、徐々に耕作放棄地が増加する傾向にある。</li> <li>・集落の高齢化や担い手不足が課題ではある。</li> <li>・高齢化率は高く、5～10年後には地域内の人口が減少する見込み。</li> <li>・担い手となる後継者が農地面積と比べて少ない。</li> <li>・法面の草刈等維持作業に従事する人員が徐々に減少し、かなりの負担となってきている。</li> <li>・鳥獣防護柵等の老朽化が進み、所々で被害がでてきている。</li> <li>・高収益作物(米ナス、露地野菜等)への転換も容易には進まない。</li> <li>・集落営農組織について、担い手が不足している。</li> <li>・地域の農作業を受託する組織(大宮振農業クラブ)の維持が困難となっている。</li> </ul>
--

### (2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・手間のかからない果樹(栗)や、米ナス等への転換を行う。</li> <li>・地区内や他の集落営農組織及び中山間地域等直接支払制度の集落協定と連携し、広域化を図る。</li> <li>・水稻については、田の立地条件や生産性に応じ主食用米と飼料用米、酒米を栽培する。</li> <li>・既存ブランドである「大宮米」を活用し、品種や栽培基準の規格を作成、品質を保持することで高収益化を図る。</li> <li>・高収益作物については、米ナスと栗を中心に、各圃場に適切な品目を栽培し安定した収入を確保する。</li> <li>・露地野菜(米ナス、シントウ、ナバナ等)について、有望な作物の適地・適作に取り組む。</li> <li>・地域として西土佐農業公社の研修生の受け入れを行い担い手の確保に取り組む。</li> <li>・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進する。</li> </ul>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	122.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	122.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤整備ができていない農地は優先的に利用、管理する。</li> <li>・耕作継続が厳しい場合は荒廃防止のための保全管理に取り組む。</li> </ul>
---

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当面は集落営農組織や認定農業者が担う。</li> <li>・担い手へ集積する農地については、生産性・利便性の良いものを選別する。</li> <li>・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進し、農地をこうした担い手に集積する。</li> </ul>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。</li> <li>・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れには農地バンクの機能を活用する。</li> </ul>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一層の生産効率向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する(須崎・藪ヶ市地域等)。</li> </ul>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は担い手が不足するため入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。</li> <li>・地域として西土佐農業公社の研修生の受け入れを行い担い手の確保に取り組む。</li> <li>・集落営農組織を後継者のいない農地を管理する経営体として位置づける。</li> </ul>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内や他の集落営農組織及び中山間地域等直接支払制度の集落協定と連携し、広域化を図る。</li> <li>・農作業受委託については地域内の集落営農組織を活用する。</li> <li>・西土佐農業公社と連携し農業機械のリース、受委託に取り組む。</li> </ul>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①各地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む、特に老朽化が激しい箇所を把握、早急に修繕を実施していく。
- ③集落営農組織にて自動散布型のドローンや、自走型草刈機、クラウド型の栽培管理システム等を各種補助事業やモデル事業を導入して共同購入し、作業の効率化と負担軽減、作業安全性を向上させる。
- ⑦老朽化した農道や水路は、各種整備・交付金事業を活用して水路や圃場を整備・修繕し、優先的に維持していく。
- ⑧広い農地を効率的に維持管理していけるよう、次世代型農業設備への更新を検討する。
- ⑨市やJA等と連携し、水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、気象情報を共有し、被害発生抑制に努める。